

長岡京市議会  
議員政策研究会  
災害時議会対応分科会

調査研究報告書

平成29年3月1日

## 1. 調査研究項目及び手法

### (1) 調査研究項目

災害時における議会対応について

### (2) 調査研究項目の具体的内容

阪神淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）などの大規模な災害だけでなく、近年、風水害や土砂災害などのさまざまな自然災害が場所を問わず発生している。本市においても、地震については、南海トラフ巨大地震等による被害の発生が想定され、風水害については、年に数回の大雨による道路冠水や床下浸水被害が発生し、また、土砂災害の危険箇所指定されている地域もある。

市町村は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、「地域防災計画」を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有している。

しかしながら、二元代表制の一翼を担う市議会には、法的な位置づけがないのが現状である。

このような状況のなかで、災害時において、長岡京市議会及び市議会議員としてどのような行動をとるべきなのか、具体的な行動指針を整備するため、調査研究を進めたものである。

### (3) 研究手法

#### ①意見交換

災害時における議会対応について委員間で意見交換を行った。

#### ②実態調査

「長岡京市地域防災計画」について調査を行った。

#### ③先進地事例調査

災害時における議会対応指針やマニュアルを整備している先進的な事例について調査を行ったのち、滋賀県大津市議会の「議会BCP（業務継続計画）」の取り組みを視察した。

#### ④具体的な対応指針（案）の作成

調査や委員間での意見交換を踏まえ、具体的な対応指針（案）について、議論を行いまとめた。

#### ⑤最終報告書の作成

これまでの分科会での調査結果や議論を踏まえて、最終報告書を作成した。

## 2. 委員名簿

議員政策研究会 災害時議会対応分科会

分科会会長	山本	智
分科会副会長	富田	達也
委員	藤本	秀延
委員	小原	明大
委員	進藤	裕之
委員	中小路	貴司
委員	石井	啓子
委員	福島	和人
委員	八木	浩

## 3. 調査研究の実施経過

1	平成28年 9月 8日	・分科会正副会長の互選について ・今後の進め方について
2	平成28年 9月29日	・災害時における議会対応について（意見交換）
3	平成28年10月19日	・災害時における長岡京市の対応（「長岡京市地域防災計画」）について（調査）
4	平成28年11月28日	・災害時における議会対応指針（案）たたき台①について
5	平成28年12月19日	・災害時における議会対応指針（案）たたき台②について ・先進地視察調査について
6	平成28年 1月27日	・災害時における議会対応指針（案）たたき台③について
7	平成29年 2月 7日	・滋賀県大津市議会「議会BCP（業務継続計画）」について（視察調査）
8	平成29年 2月23日	・視察調査を振り返って ・災害時における議会対応指針（案）について ・災害対応ブック（案）について ・調査研究報告書（案）について

## 4. 調査研究のまとめ

本分科会では、平成28年9月から8回にわたって会議を開催し、長岡京市の地域防災計画など、災害時の対応の現状を踏まえ、本市議会として災害時にどのように対応すべきか意見交換を重ねてきた。また、滋賀県大津市議会への先進地視察調

査をはじめ、近隣他市議会の事例研究も行い、議論を深めてきた。

これらの調査・研究を経て、次のとおり「長岡京市議会災害時における議会对応指針（案）」をとりまとめたので報告する。

---

## 長岡京市議会 災害時における議会对応指針（案）

### 【目的】

市議会は、市民を代表する議事・議決機関として、常に市民の負託に応え、その機能を存分に発揮する役割を担うとともに、市内で大規模な災害が発生した場合には、被災市民の救援や災害の復旧のために、市と連携し、非常時に即応した機能を果たすことが求められる。

このことを踏まえ、災害発生時に、市の災害対応を支援、協力しながら、市議会及び議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動がとれるようその対応指針を定めるものである。

### 【想定する災害】

#### ○地震

市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。

震度4以下の場合でも局地的に相当規模の被害が発生する場合。

#### ○風水害

市域に気象特別警報が発表されたとき。

特別警報は発表されていないが局地的に相当規模の被害が発生したとき。

#### ○地震及び風水害以外の災害

（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電、原子力災害等）

突発的なものは地震に準じ、そうでないものは風水害に準じる

### 【基本的な対応方針】

市議会は、災害が発生したときは、市が災害対策本部等を設置し主体的な対応を進めることから、災害の状況に応じた必要な体制を整備するとともに、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑に実施できるよう協力する。

- (1)市議会は、災害時においても、議事・議決機関として議会機能の維持に努める。
- (2)議員は、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応等に最大限努力する。
- (3)議長は、会派及び議員へ適切な情報の提供を行うとともに、会派及び議員から提供される地域の情報や要望等を一元化し、市の災害対策本部等に伝達する。

- (4)市議会は、実際に災害が発生した際に、本指針に基づく対応ができるよう必要な訓練や研修等に努める。

### 【議会及び議員の行動原則】

#### (1)連絡体制の確立

- ①議員は、速やかに自身の安全を確保した上で、議会事務局へ安否を連絡する。  
これを受け、議会事務局は議長に報告する。

〔報告時期〕議会事務局から安否確認報告要請の電子メール等を送信し、それに返信する。

〔連絡方法〕 1. 電子メール 2. 電話

- ②議員は、常に議会事務局との連絡体制を確立する。

※事前に気象特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）が発表される可能性がある場合にも、常に連絡体制を確立する。

#### (2)地域での活動

- ①議員は、自身の安全を確保した上で、地域において、市民の安全確保や避難所への誘導、被災者の救出・支援等を率先して行う。

#### (3)情報の提供と共有

- ①議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長もしくは議会事務局に情報を提供する。

②議会事務局は、市災害対策本部等の情報を速やかに収集し、議長に報告の上、議長の指示により議員に情報を提供する。

③議長、副議長及び議会運営委員長は、速やかに登庁し、事務局等からの現状報告を受けるなど情報収集に努め、当面の市議会の対応等について協議・調整を行う。

### 【議会運営の原則】

#### (1)会議（本会議・委員会）中に災害が発生した場合

- ①議長又は委員長は、直ちに会議を休憩又は散会し、議会事務局職員に傍聴人等の避難誘導その他安全確保のための対応を指示する。

②議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。

③議員は、議会において待機することを原則とするが、地域での活動等を行えるよう配慮し、状況に応じて行動する。

#### (2)災害対応のための会議の招集

①議長は、必要と認める場合は、当面の市議会の対応等について協議・調整を行うため、幹事会などを開催する。

②議長は、必要と認める場合は、議会運営委員会委員長に議会運営委員会の開催を要請する。

### (3)議長に事故がある場合の対応

①議長が事故等により不在となった場合は、次の順に対応する。

1. 副議長
2. 議会運営委員会委員長

### 【議会事務局の対応】

(1)議会事務局は、議長の秘書及び特命に関する事項などの議長が特に指示する場合を除き、次のとおり対応する。

- ①事務局長及び次長は、議長を補佐し、災害等の情報収集に努め、議長及び議員へ情報提供するとともに、議長及び議員からの情報を市の災害対策本部等に伝達する。
- ②庶務担当係長は、市の災害対策本部の事務に従事するとともに、事務局長及び次長を補佐し、議長及び議員との連絡調整に努める。
- ③その他の事務局職員は、市の災害対策本部の事務に従事することを基本とし、災害の状況及び議会運営等を考慮して議会業務に従事する。

### 【その他】

- (1)議長は、本指針に基づく対応ができるよう、安否確認や情報伝達、AED操作など、必要な訓練や研修等を実施するものとする。
- (2)議長は、訓練や研修等を通じ、改善が必要な事項が生じた場合には、本指針について必要な見直しを行うものとする。
- (3)議員は、情報収集の手段として長岡京市防災情報お知らせメールの登録を必ず行うものとする。

---

また、指針（案）の作成に伴い、次のとおり意見・要望があったので、付記する。

### 【意見・要望】

- ・現在、市の災害対策本部の体制として、議会事務局長が市民情報班長、議会事務局次長以下の職員は、災害対策本部要員等として従事することとなっている。今回の議会对応指針（案）に基づく議会事務局の体制について、災害対策本部の体制の見直しなど、市において配慮されたい。
- ・市議会として、災害時における対応を適切に遂行するために必要な防災訓練を実施するにあたり、市との連携について配慮されたい。

以上